

平成27年8月定例教育委員会議案  
(傍聴者向け)

中津市教育委員会

# 平成27年 8 月 定例教育委員会提出案件

(平成27年 8 月 21 日 提出)

(議案事項)

議第49号	中津市学校給食共同調理場の設置条例及び管理規則の一部改正について	P	1
議第50号	平成28年度教育関連の政府予算に係る要請書について	P	11
議第51号	平成27年度 9 月補正予算 (第 3 号) について	P	13
議第52号	中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書について	P	23

中津市学校給食共同調理場の設置条例及び管理規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成27年8月21日提出

中津市教育委員会

教育委員長 村瀬 裕美

# 中津市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の概要

## 1. 提案理由

中津市学校給食第二共同調理場の廃止並びに市立幼稚園給食開始等に伴い、関連条文の改正を行うもの

## 2. 改正内容

- ・ 市立幼稚園で給食が開始されたこと等に伴い、改正を行うもの
- ・ 中津市学校給食第二共同調理場を廃止するもの（文化財課へ移管）

## 3. 施行期日等

施行期日 公布の日から施行

教育委員会 体育・給食課 学校給食係（内線361）
------------------------------

新旧対照表

○中津市学校給食共同調理場設置条例

改正後	改正前														
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定により、中津市立小学校及び中津市立中学校並びに大分県立中津支援学校の小学部及び中学部（次条において「市内義務教育諸学校」という。）の学校給食の調理に関する業務を処理するため、本市に学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）を設置する。</p> <p><u>（市内義務教育諸学校以外の学校の給食に関する業務）</u></p> <p>第2条 共同調理場は、市内義務教育諸学校以外の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）の給食の調理に関する業務を処理することができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定により、中津市立小学校及び中津市立中学校_____の学校給食の調理に関する業務を処理するため、本市に学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）を設置する。</p>														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中津市学校給食第一共同調理場</td> <td>中津市大字角木80番地1（闇無）</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	中津市学校給食第一共同調理場	中津市大字角木80番地1（闇無）	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中津市学校給食第一共同調理場</td> <td>中津市大字角木80番地1（闇無）</td> </tr> <tr> <td>中津市学校給食第二共同調理場</td> <td>中津市大字定留1957番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	中津市学校給食第一共同調理場	中津市大字角木80番地1（闇無）	中津市学校給食第二共同調理場	中津市大字定留1957番地	略	略
名称	位置														
中津市学校給食第一共同調理場	中津市大字角木80番地1（闇無）														
略	略														
名称	位置														
中津市学校給食第一共同調理場	中津市大字角木80番地1（闇無）														
中津市学校給食第二共同調理場	中津市大字定留1957番地														
略	略														
<p>第4条・第5条 略</p>	<p>第3条・第4条 略</p>														

議第 号

中津市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

中津市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 月 日提出

中津市長 新 貝 正 勝

### 記

中津市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

中津市学校給食共同調理場設置条例（昭和46年中津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条の表中津市学校給食第二共同調理場の項を削り、同条を第3条とする。

第1条中「中津市立中学校」の次に「並びに大分県立中津支援学校の小学部及び中学部（次条において「市内義務教育諸学校」という。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（市内義務教育諸学校以外の学校の給食に関する業務）

第2条 共同調理場は、市内義務教育諸学校以外の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）の給食の調理に関する業務を処理することができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 説 明

中津市学校給食第二共同調理場の廃止及び市立幼稚園の給食開始に伴い、本案のように改正いたしたく提出する。

# 中津市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則の概要

## 1. 提案理由

中津市学校給食第二共同調理場の廃止に伴い、関連条文の改正を行うもの

## 2. 改正内容

- ・ 中津市学校給食第二共同調理場の廃止に伴い、中津市学校給食第二共同調理場の項を削り、第一共同調理場に業務を移管する。

## 3. 施行期日等

施行期日 公布の日から施行

教育委員会 体育・給食課  
学校給食係（内線 3 6 1）

新旧対照表

○中津市学校給食共同調理場管理規則

改正後	改正前														
<p>(目的) 第1条 この規則は、中津市学校給食共同調理場設置条例(昭和46年中津市条例第11号。以下「条例」という。)第5条により学校給食共同調理場(以下「共同調理場」という。)の管理に必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的) 第1条 この規則は、中津市学校給食共同調理場設置条例(昭和46年中津市条例第11号。以下「条例」という。)第4条により学校給食共同調理場(以下「共同調理場」という。)の管理に必要な事項を定めるものとする。</p>														
<p>(業務を行う学校等) 第3条 共同調理場が業務を行う市内義務教育諸学校は、次の表のとおりとする。</p>	<p>(業務を行う学校等) 第3条 共同調理場が業務を行う学校及び幼稚園は、次の表のとおりとする。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 592 461 643">共同調理場</th> <th data-bbox="461 592 1066 643">市内義務教育諸学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 643 461 1161">中津市学校給食第一共同調理場</td> <td data-bbox="461 643 1066 1161">南部小学校 北部小学校 豊田小学校 小楠小学校 鶴居小学校 大幡小学校 如水小学校 三保小学校 和田小学校 今津小学校 沖代小学校 豊陽中学校 緑ヶ丘中学校 中津中学校 城北中学校 東中津中学校 今津中学校 大分県立中津支援学校(小学部及び中学部)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1161 461 1254">略</td> <td data-bbox="461 1161 1066 1254">略</td> </tr> </tbody> </table>	共同調理場	市内義務教育諸学校	中津市学校給食第一共同調理場	南部小学校 北部小学校 豊田小学校 小楠小学校 鶴居小学校 大幡小学校 如水小学校 三保小学校 和田小学校 今津小学校 沖代小学校 豊陽中学校 緑ヶ丘中学校 中津中学校 城北中学校 東中津中学校 今津中学校 大分県立中津支援学校(小学部及び中学部)	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 592 1460 643">共同調理場</th> <th data-bbox="1460 592 2065 643">学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 643 1460 1070">中津市学校給食第一共同調理場</td> <td data-bbox="1460 643 2065 1070">南部小学校 北部小学校 豊田小学校 小楠小学校 鶴居小学校 大幡小学校 如水小学校 三保小学校 和田小学校 今津小学校 沖代小学校 南部幼稚園 北部幼稚園 豊田幼稚園 小楠幼稚園 鶴居幼稚園 大幡幼稚園 如水幼稚園 三保幼稚園 和田幼稚園 今津幼稚園 沖代幼稚園</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1070 1460 1161">中津市学校給食第二共同調理場</td> <td data-bbox="1460 1070 2065 1161">豊陽中学校 緑ヶ丘中学校 中津中学校 城北中学校 東中津中学校 今津中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1161 1460 1254">略</td> <td data-bbox="1460 1161 2065 1254">略</td> </tr> </tbody> </table>	共同調理場	学校	中津市学校給食第一共同調理場	南部小学校 北部小学校 豊田小学校 小楠小学校 鶴居小学校 大幡小学校 如水小学校 三保小学校 和田小学校 今津小学校 沖代小学校 南部幼稚園 北部幼稚園 豊田幼稚園 小楠幼稚園 鶴居幼稚園 大幡幼稚園 如水幼稚園 三保幼稚園 和田幼稚園 今津幼稚園 沖代幼稚園	中津市学校給食第二共同調理場	豊陽中学校 緑ヶ丘中学校 中津中学校 城北中学校 東中津中学校 今津中学校	略	略
共同調理場	市内義務教育諸学校														
中津市学校給食第一共同調理場	南部小学校 北部小学校 豊田小学校 小楠小学校 鶴居小学校 大幡小学校 如水小学校 三保小学校 和田小学校 今津小学校 沖代小学校 豊陽中学校 緑ヶ丘中学校 中津中学校 城北中学校 東中津中学校 今津中学校 大分県立中津支援学校(小学部及び中学部)														
略	略														
共同調理場	学校														
中津市学校給食第一共同調理場	南部小学校 北部小学校 豊田小学校 小楠小学校 鶴居小学校 大幡小学校 如水小学校 三保小学校 和田小学校 今津小学校 沖代小学校 南部幼稚園 北部幼稚園 豊田幼稚園 小楠幼稚園 鶴居幼稚園 大幡幼稚園 如水幼稚園 三保幼稚園 和田幼稚園 今津幼稚園 沖代幼稚園														
中津市学校給食第二共同調理場	豊陽中学校 緑ヶ丘中学校 中津中学校 城北中学校 東中津中学校 今津中学校														
略	略														
<p>2 条例第2条の規定により、共同調理場が業務を行う市内義務教育諸学校以外の学校は、次の表のとおりとする。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 1390 461 1436">共同調理場</th> <th data-bbox="461 1390 1066 1436">市内義務教育諸学校以外の学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 1390 461 1436"></td> <td data-bbox="461 1390 1066 1436"></td> </tr> </tbody> </table>	共同調理場	市内義務教育諸学校以外の学校													
共同調理場	市内義務教育諸学校以外の学校														



改正後		改正前
<u>中津市学校給食第一 共同調理場</u>	<u>南部幼稚園 北部幼稚園 豊田幼稚園 小 楠幼稚園 鶴居幼稚園 大幡幼稚園 如水 幼稚園 三保幼稚園 和田幼稚園 今津幼 稚園 沖代幼稚園 大分県立中津支援学校 (高等部)</u>	

中津市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則

中津市学校給食共同調理場管理規則（昭和 46 年中教規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 46 年中津市条例第 11 号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第 4 条」を「第 5 条」に改める。

第 3 条の表中

「

共同調理場	学校
中津市学校給食第一 共同調理場	南部小学校 北部小学校 豊田小学校 小楠小学校
	鶴居小学校 大幡小学校 如水小学校 三保小学校
	和田小学校 今津小学校 沖代小学校 南部幼稚園
	北部幼稚園 豊田幼稚園 小楠幼稚園 鶴居幼稚園
	大幡幼稚園 如水幼稚園 三保幼稚園 和田幼稚園
	今津幼稚園 沖代幼稚園
	中津市学校給食第二 共同調理場

」を

「

共同調理場	市内義務教育諸学校
中津市学校給食第一 共同調理場	南部小学校 北部小学校 豊田小学校 小楠小学校
	鶴居小学校 大幡小学校 如水小学校 三保小学校

	和田小学校 今津小学校 沖代小学校 豊陽中学校 緑ヶ丘中学校 中津中学校 城北中学校 東中津中 学校 今津中学校 大分県立中津支援学校（小学部及 び中学部）
--	-----------------------------------------------------------------------------------------

」に

改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第2条の規定により、共同調理場が業務を行う市内義務教育諸学校以外の学校は、次の表のとおりとする。

共同調理場	市内義務教育諸学校以外の学校
中津市学校給食第一 共同調理場	南部幼稚園 北部幼稚園 豊田幼稚園 小楠幼稚園
	鶴居幼稚園 大幡幼稚園 如水幼稚園 三保幼稚園
	和田幼稚園 今津幼稚園 沖代幼稚園 大分県立中
	津支援学校（高等部）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成28年度教育関連の政府予算に係る要請書について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成27年8月21日提出

中津市教育委員会

教育委員長 村瀬 裕美

中支学 第 号  
平成 27 年 8 月 21 日

大分県教育委員会教育長 殿  
大分県教育庁中津教育事務所長 殿

中津市教育委員会  
教育委員長 村瀬 裕美

**少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元  
及び制度の拡充を図るための、平成 28 年度政府予算に係る要請書について**

貴職におかれましては、大分県教育行政推進につきまして、平素から格段のご指導ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

つきましては、地方教育行政の一層の振興を図るため、財政厳しい折ではありますが、下記について要請いたしますので、趣旨についてご理解いただくとともに、実現に向けた早急なる対応について配意願います。

記

- 1、少人数学級を推進するとともに、OECD 諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。
- 2、教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を 2 分の 1 に復元するとともに、制度の拡充を行うこと。

平成27年度9月補正予算（第3号）について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成27年8月21日提出

中津市教育委員会

教育委員長 村瀬 裕美

2 歳 入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
9	地方特例交付金	42,059	2,935	44,994
1	地方特例交付金	42,059	2,935	44,994
1	地方特例交付金	42,059	2,935	44,994
10	地方交付税	11,650,410	236,250	11,886,660
1	地方交付税	11,650,410	236,250	11,886,660
1	地方交付税	11,650,410	236,250	11,886,660
13	使用料及び手数料	682,158	1,373	683,531
1	使用料	590,733	1,350	592,083
2	民生使用料	127,001	1,350	128,351
2	手数料	91,425	23	91,448
1	総務手数料	50,960	23	50,983
14	国庫支出金	6,240,235	66,594	6,306,829
2	国庫補助金	1,632,525	66,148	1,698,673
1	総務費国庫補助金	13,910	50,847	64,757
2	民生費国庫補助金	278,454	126	278,580
4	商工費国庫補助金	145	145	0
5	土木費国庫補助金	1,032,157	3,000	1,035,157
6	教育費国庫補助金	281,044	12,320	293,364
3	委託金	24,077	446	24,523
1	総務費委託金	5,569	71	5,640
3	土木費委託金	1,277	375	1,652

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方特例交付金	2,935	地方特例交付金	2,935
1 地方交付税	236,250	普通交付税	236,250
2 児童福祉使用料	1,350	児童クラブ使用料	1,350
3 戸籍住民基本台帳手数料	23	通知カード再交付手数料 個人番号カード再交付手数料	15 8
1 総務管理費補助金	18,622	地域再生戦略交付金	18,622
3 戸籍住民基本台帳費補助金	32,225	個人番号カード交付事業費補助金 個人番号カード交付事務費補助金	29,554 2,671
4 臨時福祉給付金補助金	126	臨時福祉給付金給付事業補助金	126
1 観光費補助金	145	社会資本整備総合交付金	145
2 都市計画費補助金	3,000	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	3,000
4 社会教育費補助金	12,320	史跡等総合活用整備事業費補助金	12,320
2 戸籍住民基本台帳費委託金	71	中長期在留者住居地届出等事務費委託金	71
1 河川費委託金	375	山国川堤防等周辺美化委託金	375

(款) 15 県支出金  
(項) 2 県補助金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	県支出金	3,179,799	18,974	3,198,773
2	県補助金	1,327,330	18,974	1,346,304
1	総務費県補助金	73,765	886	74,651
2	民生費県補助金	712,227	805	713,032
4	農林水産業費県補助金	333,125	9,383	342,508
5	商工費県補助金	15,026	7,900	22,926
16	財産収入	50,636	13,934	64,570
2	財産売払収入	1,028	13,934	14,962
1	不動産売払収入	1,026	13,934	14,960
17	寄附金	88,302	150	88,452
1	寄附金	88,302	150	88,452
5	教育費寄附金	300	150	450
18	繰入金	2,535,581	1,022,567	1,513,014
1	基金繰入金	2,534,654	1,041,576	1,493,078
1	財政調整基金繰入金	1,900,643	1,041,576	859,067
2	特別会計繰入金	927	19,009	19,936
1	国民健康保険事業特別会計繰入金	1	18,951	18,952
2	介護保険事業特別会計繰入金	1	58	59
19	繰越金	1	634,651	634,652
1	繰越金	1	634,651	634,652

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	886	土地利用規制等対策費交付金 大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金	53 939
1 社会福祉費補助金	805	自殺予防対策強化事業費補助金 権利擁護人材育成事業費補助金	163 642
1 農業費補助金	3,657	農地集積・集約化対策事業費補助金 加工原料産地拡大推進事業費補助金	1,824 1,833
2 林業費補助金	5,726	大分県有害鳥獣被害対策関係事業補助金（捕獲事業）	5,726
2 観光費補助金	7,900	大分県おもてなしトイレ緊急整備事業費補助金	7,900
1 土地売払収入	13,934	市有地売払収入	13,934
2 小学校費寄附金	50	小学校図書指定寄附金	50
5 幼稚園費寄附金	100	幼稚園図書指定寄附金	100
1 財政調整基金繰入金	1,041,576	財政調整基金繰入金	1,041,576
1 国民健康保険事業特別会計繰入金	18,951	国民健康保険事業特別会計繰入金	18,951
1 介護保険事業特別会計繰入金	58	介護保険事業特別会計繰入金	58



(款) 19 繰越金  
(項) 1 繰越金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	1 繰越金	1	634,651	634,652
20	諸収入	479,599	4,441	484,040
	5 雑入	371,968	4,441	376,409
	3 雑入	371,946	4,441	376,387
21	市債	4,476,700	275,516	4,752,216
	1 市債	4,476,700	275,516	4,752,216
	1 総務債	129,100	58,100	71,000
	2 民生債	611,800	58,500	670,300
	4 商工債	208,500	2,600	205,900
	5 土木債	1,010,400	35,400	1,045,800
	7 教育債	844,000	2,700	841,300
	8 臨時財政対策債	1,340,000	245,016	1,585,016

節		説 明	
区 分	金 額		
1 繰越金	634,651	繰越金	634,651
9 雑入	4,441	農業者年金業務費委託金	126
		深耶馬温泉館物品販売収入	3,942
		借上住宅負担金	97
		臨時職員給与費負担金	251
		保育緊急確保事業補助金(過年度分)	25
1 総務管理債	58,100	福祉・買い物センター「かかしの郷」(仮称)整備事業債	58,100
1 社会福祉債	58,500	社会福祉施設整備事業債	58,500
1 商工債	2,600	観光施設整備事業債	2,600
1 道路橋りょう債	35,400	道路橋りょう新設改良事業債	35,400
4 社会教育債	1,300	小幡記念図書館管理事業債	1,300
5 保健体育債	1,400	その他体育施設管理事業債	1,400
1 臨時財政対策債	245,016	臨時財政対策債	245,016

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		4,311,888	31,703	4,343,591
	1 総務管理費	3,509,931	1,710	3,508,221
	2 徴税費	398,083	336	398,419
	3 戸籍住民基本台帳費	180,488	31,050	211,538
	4 選挙費	139,268	2,027	141,295
3 民生費		15,139,486	178,593	15,318,079
	1 社会福祉費	6,697,362	106,395	6,803,757
	2 児童福祉費	6,273,748	23,997	6,297,745
	3 生活保護費	2,168,372	48,201	2,216,573
4 衛生費		2,976,996	25,376	2,951,620
	1 保健衛生費	1,899,021	25,376	1,873,645
6 農林水産業費		2,224,705	8,055	2,232,760
	1 農業費	1,774,743	6,935	1,767,808
	2 林業費	341,557	7,790	349,347
	3 水産業費	108,405	7,200	115,605
7 商工費		753,863	21,978	775,841
	1 商工費	753,863	21,978	775,841
8 土木費		4,814,517	15,488	4,830,005
	2 道路橋りょう費	1,647,924	49,381	1,697,305

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 河川費	140,822	3,265	144,087
	5 都市計画費	1,967,477	37,158	1,930,319
10 教育費		4,628,846	1,810	4,630,656
	2 小学校費	1,015,723	50	1,015,773
	4 幼稚園費	254,718	100	254,818
	5 社会教育費	993,846	1,660	995,506
	6 保健体育費	922,742	0	922,742
歳	出	合	計	
		42,113,220	232,251	42,345,471

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
10		教育費	4,628,846	1,810	4,630,656	3,725	2,700	150	635
	2	小学校費	1,015,723	50	1,015,773			50	0
		1 学校管理費	354,562	50	354,612			50 寄附金	

節		説明	
区分	金額		
11 需用費	50	001 小学校管理事業費 11 需用費 (消耗品費)	50 50 (50)

(款) 10 教育費  
(項) 4 幼稚園費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
10		教育費	4,628,846	1,810	4,630,656	3,725	2,700	150	635
	4	幼稚園費	254,718	100	254,818			100	0
		1 幼稚園費	254,718	100	254,818			100 寄附金	

節		説明	
区分	金額		
11	需用費	100	002 幼稚園管理事業費 11 需用費 (消耗品費)
			100 100 (100)

(款) 10 教育費  
(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
10		教育費	4,628,846	1,810	4,630,656	3,725	2,700	150	635
	5	社会教育費	993,846	1,660	995,506	2,225	1,300		735
		1 社会教育総務費	238,812	1,660	240,472	612 県支出金			1,048
		3 図書館費	191,726	0	191,726	1,389 県支出金	1,300 市債		89
		4 文化財保護費	335,504	0	335,504	224 国庫支出金			224

節		説明
区分	金額	
13 委託料	300	011 芸術費 13 委託料 (実施設計委託料)
15 工事請負費	1,360	15 工事請負費 (施設改修工事)
		財源更正
		財源更正

(款) 10 教育費  
(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
10		教育費	4,628,846	1,810	4,630,656	3,725	2,700	150	635
	6	保健体育費	922,742	0	922,742	1,500	1,400		100
		2 体育施設費	349,511	0	349,511	1,500 県支出金	1,400 市債		100

節		説明
区分	金額	
		財源更正

中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成27年8月21日提出

中津市教育委員会

教育委員長 村瀬 裕美



# 中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書概要版

(平成 26 年度対象)

## I はじめに

### 1. 目的

平成 19 年 6 月に一部改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされました。

そこで、中津市教育委員会では、教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかについて、教育委員会自らが事後にチェックし、今後の効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、この点検・評価を実施し、報告書にとりまとめました。

### 2. 点検・評価の実施方法等

#### (1) 法定事項

点検・評価の実施については、次の 4 点が法定事項になっています。

- ①毎年実施すること。
- ②教育委員会の権限に属する事務(教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務を含む。)の管理・執行状況について点検・評価を行うこと。
- ③点検・評価の実施に当たっては、学識経験を有する者の知見の活用を図ること。
- ④点検・評価結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表を行うこと。

#### (2) 実施方法

##### ①対象期間

平成 26 年度の管理・執行状況

##### ②点検・評価の項目について

中津市教育委員会では、市教育行政の長期的、総合的な指針として、第四次中津市総合計画（平成 20 年 12 月策定）及び中津市教育振興基本計画（平成 21 年 3 月策定）に基づき各種施策を推進しており、平成 26 年度は重点的な 42 項目について点検・評価を行いました。

##### ③学識経験を有する者の知見の活用について

教育に関し学識経験を有する者の知見活用に当たっては、教育委員や現職教員・事務局職員ではない者で、教育に関して公正な意見を述べるのが期待できる人の知見を活用しました。

##### ④報告・公表方法

点検・評価結果に関する報告書は、定例市議会（文教経済委員会）に提出し、その後、中津市教育委員会のホームページに公表します。

### 3. 自己評価及び総合評価の判定基準

#### (1) 自己評価について

事業主管課長が、適応性・効率性・達成度の3つの着眼点で、5段階で自己評価しました。

評価項目	着 眼 点
適応性	①市民ニーズや社会の変化に対応しているか
	②同じ目的を達成するために他に手段はないか
効率性	③内容の見直しや重点化を行っているか
	④事業の円滑な推進のための調整を行っているか
達成度	⑤当初の目標どおりに進めることができているか

#### 【ランク説明】

ランク	着 眼 点
5	達成（80%以上）
4	着実に進捗（相当程度達成・79～60%）
3	やや不十分（59～40%）
2	不十分（39～20%）
1	抜本的見直しが必要（19～0%）

#### (2) 総合評価について

教育委員会及び課長級で構成された中津市教育委員会施策評価実行委員会が、目標、達成度、自己評価を総合的に判断して、5段階で総合評価をしました。

ランク	着 眼 点
A	優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている
B	優れた取り組みがいくつかあり、成果が見える
C	一定の成果が見られるが、更なる取り組みを要する
D	成果が上がってなく、改善を必要とする
E	抜本的見直しが必要

## II 点検・評価

### 1. 施策名と評価一覧

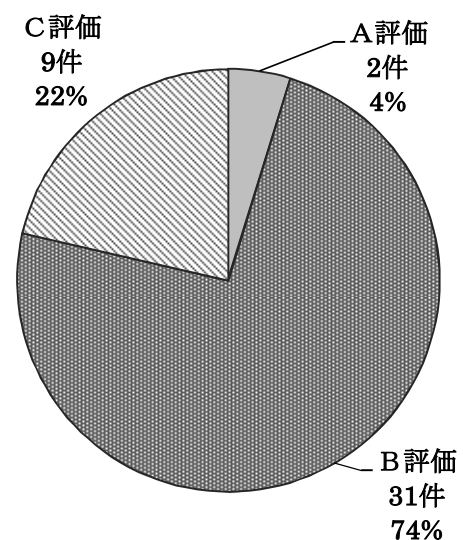
施策別 基本目標	基本姿勢		施策名	自己 評価	総合 評価	所管課
教育委員会の充実	教育委員会の活性化	1	教育委員会活動の充実	4	B	教育総務課
	教育行政の推進	2	市民等の意見・要望の反映	4	B	学校教育課
施設設備 (学校施設の安全・安心な 環境整備)	学校施設耐震化対策及び学習環境の整備	3	耐震補強及びトイレ設備改修の計画的推進	5	A	教育総務課
学びの基礎を培う学校教育 (一人ひとりを大切にす る教育)	国際化教育	4	国際化に対応できる人材育成	4	B	学校教育課
	幼(保)小中(高)連携	5	幼稚園教育、預かり保育の充実	4	B	学校教育課
		6	小1プロブレム・中1ギャップの改善	4	B	学校教育課
	学力向上対策	7	授業改善による学力向上対策	3	C	学校教育課
		8	小中連携による学力向上対策	4	B	学校教育課
		9	学びのススメ塾・学びのススメ英検塾	3	C	学校教育課
		10	地域の教育資源の活用推進	5	A	学校教育課
		11	情報教育の推進	3	C	学校教育課
	不登校ゼロの学校づくり	12	不登校未然防止と適応指導教室の充実	4	B	学校教育課
		13	いじめ問題対策	4	B	学校教育課
	特別支援教育の充実	14	教育補助員の拡充	4	B	学校教育課
	授業力向上	15	教職員研修の充実	4	B	学校教育課
	学校適正規模・適正配置の指針検討	16	小規模小学校適正配置の検討	3	C	耶馬溪教育 C 教育総務課

施策別 基本目標	基本姿勢	施策名	自己 評価	総合 評価	所管課
学校と家庭の連携	家庭教育の充実	17 P T Aとの連携強化	3	C	学校教育課
		18 生活習慣、学習環境、 家庭学習	3	C	学校教育課
		19 家庭教育力の向上	3	C	社会教育課
施設設備 (その他の施設整備)	コミュニティー センター	20 コミュニティーセン ターの計画的建設	4	B	社会教育課
学びつづける生涯学習 (郷土に誇りを持つ市民)	中津市地域協育 振興プラン推進 事業	21 中津市地域協育振興 プラン推進事業	4	B	社会教育課
		22 放課後こども教室 (土曜教室、放課後 チャレンジ教室)	4	B	社会教育課
	「郷土愛教育」循 環システムの構 築	23 ワンパク！たんけん 中津	4	B	社会教育課
		24 なかつキッズ・サイ エンス	4	B	社会教育課
		25 三保小学校人形劇ク ラブの育成	4	B	社会教育課
		26 福澤諭吉記念事業	4	B	社会教育課
		27 公民館活動における 地域のふるさと学習	4	B	社会教育課
		28 中津市生涯学習大学 「中津学」	3	C	社会教育課
		29 なかつ学びんびっく (子ども中津検定)	4	B	社会教育課
		30 偉人シリーズ、マン ガ本の発刊	4	B	文化財課
文化芸術の香るまち (文化・芸術活動の推進)	図書館の充実	31 利便性の向上	3	C	小幡記念 図書館
		32 学校図書館との連携	4	B	小幡記念 図書館
	文化・芸術活動の 推進	33 芸術文化事業 (木村記念美術館)	4	B	小幡記念 図書館

施策別 基本目標	基本姿勢	施策名	自己 評価	総合 評価	所管課
文化芸術の香るまち (文化・芸術活動の推進)	歴史、文化の継承	34 展示施設の計画的な整備と利用促進	4	B	文化財課
	旧城下町地区史跡等活用	35 史跡等整備工事、説明板・誘導サイン設置、中津城イベント実施	4	B	文化財課
健康づくり (生涯にわたるスポーツ振興「心豊かで健康な生活を」)	スポーツ施設の充実	36 スポーツ施設の計画的な整備	4	B	体育・給食課
		37 スポーツ施設の利用促進	4	B	体育・給食課
	スポーツの振興	38 生涯スポーツの推進	4	B	体育・給食課
	学校保健・体育の充実	39 学校保健・体育環境の充実	4	B	学校教育課
健康な体づくり (安全安心でおいしい学校給食)	地産地消の推進	40 生産者(団体)との連携	4	B	体育・給食課
	食育の推進	41 児童生徒、保護者への啓発	4	B	体育・給食課
	施設・設備の改修	42 全調理場のドライシステム化及び機械、器具等の更新	4	B	体育・給食課

## 2. 評価の分析

教育委員会及び課長級で構成された中津市教育委員会施策評価実行委員会が、目標、達成度、自己評価を総合的に判断して、5段階で総合評価したところ、A評価2件、B評価31件、C評価9件となりました。



ランク	着 眼 点
A	優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている
B	優れた取り組みがいくつかあり、成果が見える
C	一定の成果が見られるが、更なる取り組みを要する
D	成果が上がってなく、改善を必要とする
E	抜本的見直しが必要

各課では教育の向上を図るために、毎年より高い意識を持って施策の目標設定を行っており、その達成に努めています。その結果、評価ランクの割合は、A評価への到達は昨年度1施策から、2施策へと増加しております。

「耐震補強及びトイレ設備改修の計画的推進」では、文部科学省が目標年次としていた平成28年度より2年早く、対象施設の耐震化率100%を達成しております。

また、「地域の教育資源の活用推進」においては、社会教育課と学校教育課が連携した横断的な取り組みが評価されています。

今後も、より高い目標の達成を目指し、施策の設定及び評価を継続していきたいと考えています。

### Ⅲ 学識経験を有する者の知見

元大分県立中津南高等学校校長 後藤 孔彰

今日、IT技術や輸送能力等の向上により、経済活動はグローバル化し、社会は大きく変化してきている。このような状況の下において、教育行政には多くのことが期待されている。

一方、現実的には、限られた予算の中で施策を実施せねばならず、しっかりした人間観・教育観が必要とされている。

教育委員会が実施している各施策は、たいへん地道なものであるが、人の教育を幼児期から学齢期、そして成人へとつながる長期的なものとして捉え、そこに関係する家庭・地域・学校などを広く視野に納めながら教育行政の課題を考えて様々な取り組みが実施されており、年度当初、設定した目標に向けて各課が連携・協力しながら努力を重ねている。

学校教育も社会教育も時代の変化に対応して多くの課題に取り組まなければならない、中でも子どもの教育をめぐるっては、学校のみならず、家庭や地域が相互に連携し、教育力の向上をめざす必要性が高まっており、市民の教育委員会に対する期待は大きい。

施策を実施していくうえで、限られた人的、経済的資源をどう使うのか工夫していくことは、とても大切なことであるとする。これらを上手く組合せ、効果的に使うことで評価を高めることができる。今後とも、教育行政を進めて行く上で適切な予算や人材などの確保が必要であり、そのためには市長部局と教育委員会との連携が不可欠である。

新教育委員会制度により、市長部局と教育委員会がさらに連携し、教育行政を実施して行くことが求められており、教育委員会には、市長部局に対して適時・適切な要望や働きかけを行ってほしい。

また、教育という営みは、短時間で成果を得られるものばかりでなく、将来にその成果が実証されるものも多い。教育委員会には、将来の中津市の教育にとって何が必要なのかを見極め、各施策を着実に継続し、評価改善していくことを期待する。

幸いにも、中津市には、文化や歴史の中に“自主自立”の気概が残っている。これらの地域の力を活かしながら、将来の中津市、そしてこの国を担う人材が多く育成されていくことを願ってやまない。



## 9月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催 し 物	場 所	主催・担当課等	出席依頼者
1日（火）	：	小・中学校始業式	各小・中学校	学校教育課	
2日（水）	：				
3日（木）	：				
4日（金）	：				
5日（土）	：				
6日（日）	9：00	町婦連会長杯スマイルボウリング大会	耶馬溪海洋センター	耶馬溪教育C	
7日（月）	：				
8日（火）	14：00	津民小学校水上スポーツ体験会	アクアパーク	耶馬溪教育C	
9日（水）	：				
10日（木）	：				
11日（金）	：				
12日（土）	9：00	第68回大分県民体育大会 開会式及び競技開始（～14日）	大分県立 総合体育館他	体育・給食課	教育長他
13日（日）	：	運動会	山移小	学校教育課	
14日（月）	：				
15日（火）	：				
16日（水）	：				
17日（木）	：				
18日（金）	：				
19日（土）	：	体育大会	三光中・本耶馬溪中	学校教育課	
20日（日）	：	体育大会	緑ヶ丘中・東中津中・ 今津中・耶馬溪中・ 山国中	学校教育課	
21日（月）	：				
22日（火）	：				
23日（水）	：				
24日（木）	18：30	第68回大分県民体育大会 中津市選手団解団式	ヴァイラルーチェ中津	体育・給食課	教育長他
25日（金）	13：30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
26日（土）	：	運動会	秣小	学校教育課	
27日（日）	：	運動会	鶴居小・今津小・真 坂小・山口小・深水 小・城井小・下郷小・ 津民小・三郷小	学校教育課	
	10：00	プールで水上スキー体験・安全教室	耶馬溪海洋センター	耶馬溪教育C	
	13：00	シンポジウム『条里と祭祀』 ～古代ローマと日本をつなぐ～	小幡記念図書館 研修室	文化財課	
28日（月）	：				
29日（火）	：				
30日（水）	：				

※運動会 10/3(土)…豊田小・三保小・沖代小  
10/4(日)…小楠小・大幡小・如水小

# 8月 教育委員会報告

日・曜	時間	催し物	場所	備考
1日(土)	9:00	ケーブルウェイ無料体験会(～8/31)	大貞総合運動公園内	
2日(日)	:			<ul style="list-style-type: none"> <li>●学カテストの公表方法について再確認</li> <li>●学校における人材育成・活用について確認</li> <li>●学校と保護者との連携推進について確認</li> <li>●学力向上対策について確認</li> </ul>
3日(月)	:	校長・新任教頭面談		
4日(火)	:			
5日(水)	:			
6日(木)	18:30	第42回日独スポーツ少年団交流事業(～8/10)	本耶馬溪地区	
7日(木)		臨時教育委員会		中学校教科書改訂本確認
7日(金)	9:00	中津のこどもネイチャーキャンプin九重(～8/9)	九重青少年自然の家	
8日(土)	8:00	九州沖縄ウェイボードコンテストin耶馬溪(～8/9)	耶馬溪アクアパーク	
8日(土)	:			
10日(月)	:			
11日(火)	:			
12日(水)	:	第20回八面山美術展巡回展(～8/21)	道の駅「なかつ」	
15日(土)	:			
16日(日)	10:00	プールで水上スキー体験・安全教室	B&G耶馬溪海洋センター	
17日(月)	:	学校施設点検24日まで		<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設改善にむけての現地確認</li> <li>●放課後子ども教室の部屋確保・学校図書館整備にかかる現地確認</li> <li>●用地取得の必要性和可能性</li> </ul>
18日(火)	:			
19日(水)	:			
20日(木)		大分県市町村教育長協議会		総合教育会議等の意見交換
20日(木)	9:00	夏休み子ども水上スキー・ウェイボード教室(～8/23)	耶馬溪アクアパーク	<b>地方創生内部協議 教育委員会提案</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツ観光につながるプログラムやイベントの実施</li> <li>●英会話教育の充実yなどグローバルな人材育成体制の充実</li> <li>●幼児教育の充実</li> <li>●学びのススメ塾による基礎学力向上、高レベル講座の実施</li> <li>●子どものしつけ教室の充実</li> <li>●市内で学び卒業後も市内で技術を活かす学生支援</li> </ul>
21日(金)	13:30	小学生のための夏休みイベント無料工作あそび「しかけ絵本を作ってみよう！」	小幡記念図書館視聴覚室	
	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	
22日(土)	8:00	平成27年度国民体育大会第35回九州ブロック大会(～8/23)	ダイハツ九州アリーナ 禅海ふれあい広場	
23日(日)	10:00	大分アジア彫刻展紹介展	小幡記念図書館	
	18:00	“現代(いま)のかたち”vol.15(～8/30)	研修室	
	9:00	NAKATSUキッズサイエンス	大幡コミュニティーセンター	
24日(月)	9:00	NAKATSUキッズサイエンス	山国川河川事務所	
25日(火)	:	定例市議会議案発送(9/1議会開会)		
26日(水)	:	中津わくわく英語広場(～8/28)	今津コミュニティセンター	
27日(木)	19:00	第68回大分県民体育大会 中津市選手団結団式	中津文化会館小ホール	
		日韓中親善水上スポーツ大会(～8/31)	韓国	
28日(金)	:	議会全員協議会		地方創生説明
29日(土)	:			
30日(日)	:			
31日(月)	:			